

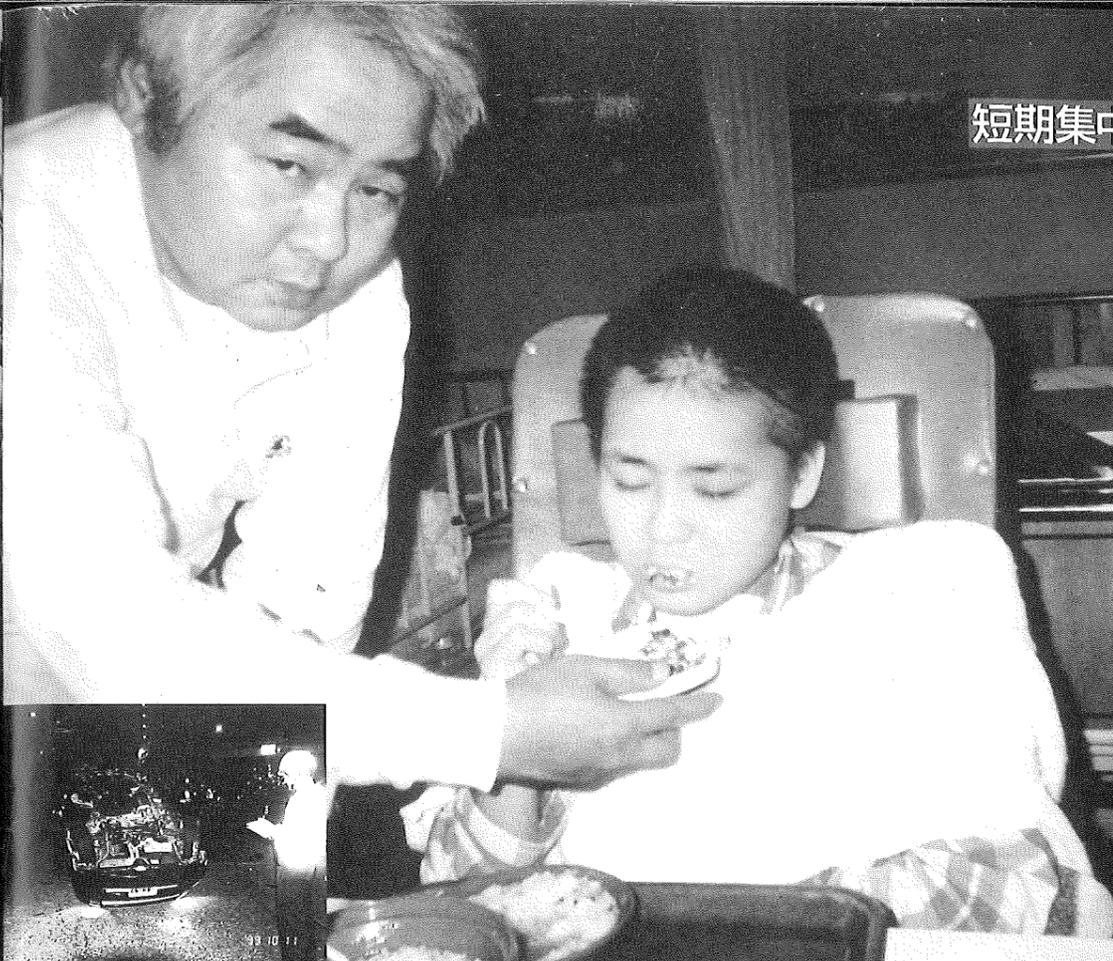
短期集中連載 [第2回]

# 交通事故警察・司法の歪んだ捜査を斬る！

## 死傷者6人大事故「消された飲酒証言」

大阪地検のズサン

取材・文 柳原三佳



▲脳挫傷などの重傷を負った裕子さんと父親の潤一さん。写真小は事故現場の様子。車は転覆し、裕子さんら3名が車外に投げ出された

警察・司法が事故の真実を隠滅する理由は、時に、我々にはとてついでい理解しがたいものがある。連載第2回は、死傷者6人を出した「飲酒事故」。被害者家族による必死の闘いを嘲笑うかのように、検察は決定的事実を起訴状から消してしまっただけ、自らの面子のために……。

（車の横でウイスキービンをつぶら下げて立つ状態）車内でウイスキーを飲んだという状態（助手席の床にウイスキーが転がっている状態）ウイスキーのビンを助手席の下に隠している状態

左上の4枚の写真は、7年前の交通事故の実況見分調査に貼り付けられていた証拠写真の一部だ。写真の人物はN受刑者（当時）。大阪市内の交差点で信号無視の末、死者1名、重軽傷者5名を出す大事故を起こした男である。

この事故で脳挫傷などの重傷を負い、今も重度後遺障害に苦しむ被害者の一人、兵庫県伊丹市在住の阿部裕子さん（当時19）の父親・潤一さん（66）は、やり場のない怒りと悔しさをこぼした。

「加害者のNは、飲酒検査でアルコールが検出され、運ばれた病院でも大暴れしていました。なのに、検察は『飲酒事故』の事実を無視したのです。飲酒運転を隠すため、事故後に酒を飲んだとあからさまにウソをつくNと、裁判での面子ばかりを重んじ、Nのウソをまふまふと通してしまっただけ。事故の真実は完全に隠滅されてしまいました」

事故は'99年10月11日午前1時25分頃、

### 起訴状から消えた「飲酒運転」

Nは、被害者とその家族に謝罪の気持ちを見せる素振りもなく、事故後、警察官の取り調べを受ける前から、すでに自己防衛的な供述に終始していた。

事故発生の約2時間半後、Nは病院で飲酒検査を受け、「飲酒運転」に該当する呼気1.0あたり0.25mgのアルコールが検出された。そのときの「酒酔い・酒気帯び鑑識カード」（20ページ）には、酒臭（強い）、顔色（赤い）、目の状態（充血）と記され、質疑に対しては支離滅裂な答えを続けながらも、事故前から飲酒していたことを証言していた。

だが、その後の取り調べでは一転した。



実況見分調査の写真の一部。車内でウイスキーを飲むN（右）。事故車の横に立つN（左）。ビンが床に転がっている様子（左中、ビン）を助手席下に押し込む様子（左下）

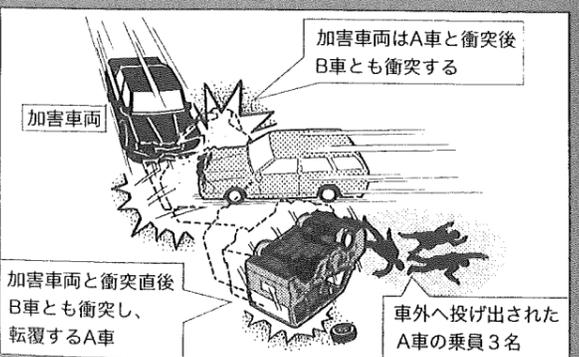
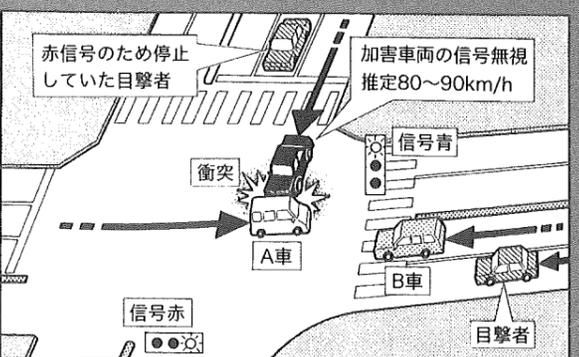
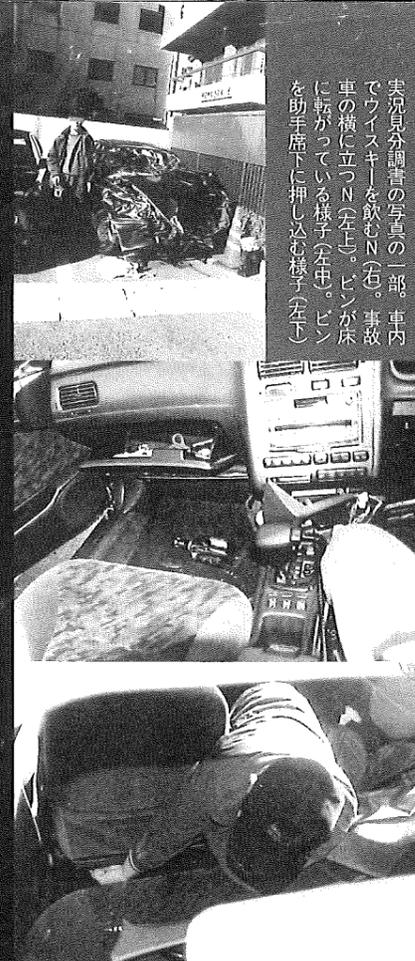
### 用語解説

#### 飲酒運転

呼気1.0中に一定量以上のアルコールが検出された場合の「酒気帯び」と、検出値とは関係なく、酔っているため正常な運転が困難と判断される「酒酔い」に分類される。行政処分においては、酒気帯びは'02年5月までは0.25mg以上で違反点6点となっていたが、法改正以降は0.15mg以上で6点、0.25mg以上で13点。酒酔いは15点だったのが、25点に引き上げられている。刑事処分においては、酒気帯びの場合は「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」が「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に、酒酔いの場合は「2年以下の懲役又は10万円以下の罰金」が「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」になった。

#### 危険運転致死傷罪

'01年12月に新設された。飲酒や薬物使用による酔っ払い運転、スピードオーバーや幅寄せ、信号無視などの危険運転による、悪質な交通事故に適用され、致傷には15年以下の懲役、致死には最高30年の有期懲役が科される。その厳罰化の一方で、事故後、逃走してアルコール濃度が下がってから逮捕されるケースや、重ね飲み（運転前か後か判別が困難）などにより「業過致死傷」にとどまる例が多く、いわゆる「逃げ得」も生じている。



▲加害者は信号無視で交差点に進入し、2台の乗用車と衝突した

この検知結果を示されてもなお、Nは「飲酒運転はしていない」「赤信号は無視していない」と言い張ったのだ。

事故から20日後の被疑者調査には、N本人の言い分がこう記されている。

「私は事故を起こす前は飲酒していません。事故直後、私が車の後部座席に置いていたシーバスというウイスキーを一口か二口飲んだので、このために測定した結果が出たものと思います」

さらにNは、衝突直後にウイスキーを飲んだ状況についても詳細に語っていた。

（衝突後）しばらくしてふと、助手席の床の前に、釣りの際に飲もうと思っていたウイスキーのビンが転がっているのが目に入ったのです。私は意識がなくなりそうだったので、私には意識がなければいけないと思い、このビンを取って「気分薬」として飲んだのです。が、これを持っていたら、飲酒運転と間違われたらヤ

バイなと思って、飲んだ後、蓋を閉め、車から降りずに、警察官に見つからないよう助手席の下にほうい入れたのです。（中略）これ以上の事故はないな、と思うと、気が緩み、意識がなくなりました」

冒頭で触れた証拠写真は、まさにこのときの供述を再現させたものだ。だが、ウイスキーを一口か二口飲んだだけで、2時間半以上たつてからも0.25mg以上のアルコールが検出されることは考えにくい。加えて、Nはこの事故で左腕を骨折しており、助手席の床からビンを持ち上げることは難しい状態だった。

そこで警察は、あえてNの供述を詳しく再現することによって、その不自然さをあぶり出そうとしたのだ。

ところが、大阪地検はNを業務上過失致死傷で起訴したものの、送検書類の3分の2を警察に戻し、起訴状に「飲酒運転」（道路交通法違反）を入れなかった。

